

Title	同性愛者のパートナーシップと家族、次世代への継承
Author(s)	砂川, 秀樹
Citation	Kyoto Working Papers on Area Studies: G-COE Series (2009), 74: 1-13
Issue Date	2009-03
URL	http://hdl.handle.net/2433/155755
Right	© 2009 京都大学東南アジア研究所
Type	Article
Textversion	publisher



同性愛者のパートナーシップと家族、次世代への継承
Partnership, Family and Continuity to the Next Generation
among Gay Men and Lesbians

砂川 秀樹 Hideki Sunagawa

生のつながりへの想像力 3

Kyoto Working Papers on Area Studies No.76
(G-COE Series 74)

March 2009

このグローバル COE ワーキングペーパーシリーズは、下記 G-COE ウェブサイトで閲覧する事が出来ます
(Japanese webpage)

http://www.humanosphere.cseas.kyoto-u.ac.jp/staticpages/index.php/working_papers

(English webpage)

http://www.humanosphere.cseas.kyoto-u.ac.jp/en/staticpages/index.php/working_papers_en

©2009

〒606-8501

京都市左京区吉田下阿達町 46

京都大学東南アジア研究所

無断複写・複製・転載を禁ず

ISBN978-4-901668-57-6

論文の中で示された内容や意見は、著者個人のものであり、
東南アジア研究所の見解を示すものではありません。

このワーキングペーパーは、JSPS グローバル COE プログラム (E-4) :
生存基盤持続型の発展を目指す地域研究拠点 の援助によって出版されたものです。

同性愛者のパートナーシップと家族、次世代への継承

砂川 秀樹

生のつながりへの想像力 3

Kyoto Working Papers on Area Studies No.76

JSPS Global COE Program Series 74

In Search of Sustainable Humansphere in Asia and Africa

March 2009

同性愛者のパートナーシップと家族、次世代への継承

砂川秀樹*

Partnership, Family and Continuity to the Next Generation among Gay Men and Lesbians

Hideki Sunagawa

In recent years, not only in Europe or North America, but also in Latin America, we see a widening of legalizing partnership between the same sex. However, there has not been discussion on the family that takes this into account. Moreover, in the U.S., there are increasing cases where lesbian couples procreate through artificial insemination. How can anthropological kinship studies deal with this? In Japan, there are no institutional bases for legalizing and securing same-sex couples, so that often, the system of adoption in the name of parent-child has been used between mature persons instead. Here, I will also consider how this absence of legal security and the substitutive system of adoption has affected the relationship among gay men and lesbians in Japan.

1. はじめに

2008年、アメリカ合衆国の大統領選挙の際に、それと同時に実施され注目された住民投票があった。それは、結婚を異性間に限定することを明記した法律の是非を問うものであり、事実上、同性カップルの結婚（以下、「同性婚」）を禁じる法律である。

そして、この時その法律が提出されていたカルフォルニア州、アリゾナ州、フロリダ州の3州全てで可決された。カルフォルニア州ではその約5ヶ月前に州最高裁の判断に基づき同性婚が認められていたため、その間に多くの同性カップルが正式に結婚したのだが、その法案が可決された結果、その婚姻は無効となった。大統領選挙では、共和党候補者より性的マイノリティに対して支援的と見なされている民主党のオバマ氏が黒人初の大統領となったが、同性婚が禁止される法律が成立したことで、全米のゲイ／レズビアンの人びとの間に大きな失望が広がった。

しかし一見矛盾するようだが、下記の表からもわかるように、欧米を中心として、世界的な流れとしては、同性カップルのパートナーシップを法的に保護する方向へ動いていることは間違いない。現在、異性間の結婚と全く同じという意味での結婚が認められている国は、オランダ、ベルギー、スペイン、カナダ、ノルウェー、南アフリカの六カ国。合衆国でも、マサチューセッツ州、コネチカット州で認められている。また、ほとんど結婚と同等の権利を受けられる、「シビルユニオン」あるいは「登録パートナー制度」などと呼ばれる法制度は、さらに多くの国や地域で施行されている。ここ数年の間に、メキシコやアルゼンチン、ブラジルなど南米地域でのシビルユニオンの導入が、主に市単位で増加している。

シビルユニオンや登録パートナー制度は、それぞれの国や地域によって結婚との差別化のされ方は異なるが、前者ではカップルとしては養子をとることが認められていないことが多

* (財)エイズ予防財団流動研究員 実践女子大学非常勤講師

	ヨーロッパ	アメリカ大陸	他
同性婚	オランダ、ベルギー、スペイン、カナダ、ノルウェー(09.01.01-)	アメリカ合衆国の一部(マサチューセッツ州/カルフォルニア州/コネチカット州)	南アフリカ
シビルユニオン/登録パートナー制度	デンマーク、ベルギー、スウェーデン、アイスランド、フランス、ドイツ、フィンランド、イギリス(UK)、ルクセンブルグ、アンドラ、スロベニア、スイス、チェコ共和国、オランダ、ハンガリー(09.01.01-)	カナダの一部(ケベック/ノヴァ・スコシア)、アメリカ合衆国の一部(ハワイ州/バーモント州/カリフォルニア州/ニュージャージー州/メイン州/コネチカット州/DC/メリーランド州/ニューハンプシャー州/オレゴン州/ワシントン州)、メキシコの一部(メキシコシティ/コアウィラ)、アルゼンチンの一部(ブエノスアイレス/リオネグロ/ヴィラカルロスポズ)、ブラジルの一部(リオグランソル)、エクアドル、ウルグアイ	ニュージーランド、オーストラリアの一部(タスマニア州/オーストラリア首都特別地域/ヴィクトリア州)、南アフリカ
同棲による保障	ポルトガル、オーストラリア、クロアチアなど	ブラジル、コロンビア、アルゼンチン、アメリカ合衆国の一部など	イスラエル、オーストラリアなど

く、その是非が争点となりやすい。また、フランス、ポルトガル、スイスなどでは、異性カップルもシビルユニオンを利用することが可能であり、同性カップルの同性婚を認めている国においても、同性カップルが利用できるシビルユニオンが併存していることがあり、一言でシビルユニオンと言っても国や地域によって様々である。

さらに、シビルユニオンのような形で認知されていなくとも、長らく居住をともにしていた同性カップルの権利が、財産相続などに関して何らかの形で保障されているところも少なくない。また、合衆国では、企業単位でドメスティックパートナー制度が導入されることで、被雇用者の同性パートナーが保険の対象となっているケースも多く、その動きは確実に広がっている¹。また、婚姻カップルを対象とした住宅に、結婚していない(できない)同性カ

ップルが入居できる場合もある。このように合衆国では、パートナーシップに関係する権利が分散しており、結婚に伴い様々な権利と優遇措置が一括して与えられる(逆に言えば結婚しなければほとんど与えられない)日本とは事情が大きく異なっていると言えるだろう。冒頭で触れた同性婚を禁止する法案の可決が、日本で報じられた際、メディアで、合衆国でも同性カップルへの権利獲得は難しいというイメージで語られることがあったが、今回の住民投

¹ 合衆国では、2000年度には、ドメスティックパートナー条例・規約を制定する自治体・企業が前年度の25%増しの3500件に増えているという(杉山明子2001)。

票の論点は、異性カップルと全く同じものとしての結婚を認めるか否かの議論であり、同性カップルの権利を認める法および社会制度の存在しない日本とは全く異なる段階のものである。

さらに言うならば、欧米における同性婚をめぐる議論は、もともと結婚がキリスト教の文脈の中に組み込まれてきたということと切り離せないものであり、よって、同性カップルに結婚を認めるか否かを論じる際の結婚のイメージは、日本と欧米では大きく異なっている。しかしこれまで、日本で同性カップルの権利に関する議論がおこなわれるときには、そのような違いについて意識されることは少なく、それぞれの国や地域で何が同性婚の障壁となり、あるいは逆に何が推進力となっているのか、同性婚などの同性カップルの法的保護が何をもち、結婚はどのように変化しているのか、十分に検討されてこなかった。今後、その差異についての考察は、運動の場面でも重要になってくるだろう。

また、「結婚・婚姻」に関する制度のあり方や権利の付与のされ方が文化によって大きく異なることは、文化人類学においては常識となっているが、西洋化された近代社会の間での結婚・婚姻の差異が注目されることは少なかった。しかし、同性カップルのパートナーシップの対応への違いは、日本と欧米の間だけではなく、ヨーロッパと合衆国の間、ヨーロッパによっても国や地域の間にも、結婚観に差異が存在していることを照らし出すことになるだろう。同性婚をめぐる議論は、その差異を時に際立たせると同時に、新しい差異を生み出してもいる。また結婚が、社会の様々な局面と切り離せないものとして存在している以上、それぞれの地域における社会変化や歴史の蓄積の中でとらえることが重要であることは言うまでもない。ここでは、そのような社会的文脈の中に同性カップルのパートナーシップを位置づけながら、今後、同性カップルを視野に入れながら結婚や婚姻を人類学的に論じなおしていく上で、あるいは、日本での同性カップルの法的保護を求める運動のあり方を考えていく上で、おさえておく必要がある基本的な現状についてまとめておきたい。

まず、同性婚という制度が浮上してくる背景について。そこに同性愛者の権利意識の台頭があることは当然だが、権利意識が同性婚などのパートナーシップを求める運動に結びつき、それを実現していく力を持つようになるには、様々な具体的な要因がからんでいる。その要因として挙げられるのは、合衆国ではエイズの影響と、レズビアンの間起こったベビー・ブームであり、また欧米で顕著になっている異性カップルの非婚化がある。

2. 合衆国と欧米の同性カップル保護の背景

(1) エイズの影響

後にエイズと名づけられることになる免疫不全の病気が報告されたのは 1981 年のことであつた。最初に合衆国のゲイのネットワーク間での広がり確認されたため、当初「ゲイの病気」と呼ばれた。実は、グローバルな規模で見ると、H I V 感染は異性間での感染の方が圧倒的に多いが、現在でも欧米や日本などでは同性間の性行為による感染が占める割合は高く、表象としても実態としても、ゲイは、この病気に大きな影響を受け続けている。とはいえ、現在は、1996 年頃に登場した新しい治療薬により、その薬にアクセスできる地域では、発病率、死病率ともに激減しており、この病気をめぐる状況は大きく変化した。それ以前は、エイズは、発症すると 2 - 3 年以内に亡くなると言われる病気であり、それゆえに、

H I V／エイズはゲイ・コミュニティに極めて重大な影響をもたらした。それはむしろ、非常に悲劇的なものであったが、その悲劇に立ち向かうために、「ゲイ・コミュニティ」が強化されることにもなった。ニューヨークのゲイの歴史について研究しているジョージ・チョーンシーは次のように語っている。

GMHC や ACT UP などのエイズ支援組織や運動組織の急速な成長は、ゲイの生活を組織化するうえで劇的な効果をもたらし、友人関係を育んだり、より大きなコミュニティへのパイプを生み出す新たな場を数多く作り出すきっかけになった。言い換えれば、既存のさまざまな社会的関係性と共同体の連帯は、エイズへの対処を通してさらに多様化・強化され、そうした関係の重要性そのものも高めていったのである。(チョーンシー2006 : 142)

このようにH I Vの感染拡大との闘いの中で、「コミュニティ」意識が高まっていったのは合衆国だけではない。日本を含めたアジア、南米などでも同様な報告がなされている。

しかし、H I V／エイズは、その「コミュニティ」が社会的には弱い存在であることも露呈させる。

エイズ患者の弁護を引き受けていたオハイオ州コロンバスの名うての弁護士、ロンダ・リヴェラは1988年に、エイズ患者とそのパートナーたちが直面する窮状を、苦渋に満ちた筆致で書いている。(略)彼女の依頼者の大半は、同性愛が原因で家族と仲違いし、家族の支援をあてにできない状況にあったため、友人やパートナーに頼ることになったが、そこでかれらが悟ったのは、州政府にとってはかれらのパートナーは法律上「赤の他人」にすぎないという事実だった。またパートナーが患者の「近親」ではないことを理由に、パートナーが患者を見舞うことを病院が拒否するケースもあった。病院が患者の治療方針についてパートナー側に相談や報告をすることもなかったし、仮にパートナーが望んでも、治療承諾書への署名を代筆することができなかった。(チョーンシー2006 : 142-143)

法的にパートナーとして認められていないということは、一方が亡くなるということがあると、更に大きな問題を突きつけることになる。

残されたパートナーや友人たちは、故人の親の協会で催された葬儀(こうした葬儀にはパートナーの参加さえ許されないことも多かった)に参列した後に、しばしば生前の故人のありのままの人生を悼むためにもう一つの追悼会を開いた。だが、同性パートナーとの関係にはまったく法的地位が認められていないという現実問題を解決する方法はまったくなかった。残されたパートナーはまた、故人の家族が遺言に異議を唱えたり、故人と共同で所有していた家屋や財産に対する所有権を主張したりして、自分の住む場所や生活が脅かされるといった事態にも直面した。

このような状況について、チョーンシーは、「エイズは、『結局のところ、家族とは誰のことなのか』という感情的葛藤を孕んだ問いを、端的な形で提示した」（チョーンシー2006：144）と表現する。

そして、同様な問いを投げかけるきっかけとして、チョーンシーは、ちょうど同じ時代にレズビアンの間で起こっていたベビー・ブームを挙げている。

（2）レズビアン・ベビー・ブーム

合衆国のレズビアンの間では、1980年代初頭から「レズビアン・ベビー・ブーム」が起こり始めていたという。1982年には、子どもを産み、育てたいと願うレズビアンたちによりワシントンD Vで「Baby Maybe」という小さなグループが結成され、1980年代半ば以降には、ニューヨークやサンフランシスコ、ポートランドなどの諸都市で協議会が開催されている。また、1988年にボストンで開催された「私たちの人生の中の子どもたち」（Children in Our Lives）会議には800人ものレズビアンが参加した。この頃の子持ちのレズビアンやゲイ男性の多くはかれらがカミングアウトする以前、異性愛者と結婚していた時期や異性との交際中に生まれた子だったが、1980年代のベビー・ブームは、自らがレズビアンであることをオープンにし、「子どもを持つには男性と結婚するほかない」とは考えない女性たちの登場の結果として起こったという。（チョーンシー2006：151）

しかし、このように子どもを持つレズビアンが増える中で、子の養育をめぐる裁判が増えていく。「一番多く見られたのは、子の生物学上の母が死んだ後、残されたパートナー（つまり、子から見て第二の母親）が子を養育し続けることに、故人の親族が異議を唱え、子を誰に託すべきかを裁判所が判断するといった事例」であり、「子ども自身は残された母といっしょに暮らしたいと望んでも、生物学上の母の親族に親権を与えるという判決が多く出され、このことが子持ちのレズビアンたちの危機感を募らせることになった」。（チョーンシー2006：155）

また同性カップルのパートナーシップの脆弱さを顕わにするきっかけとなった有名な事件として、シャロンとカレンというレズビアン・カップルに起こった事件がある。シャロンが大きな自動車事故に遭い麻痺によってしゃべることができなくなったとき、二人は恋人として4年目に入り共同所有する家でともに暮らすカップルであった。カレンは、シャロンの両親に二人がレズビアン・カップルであることを告げたが、両親は二人が面会できないように手続きを取った。その後、シャロンの父親が後見の権利を得て娘を連れ去ったが、事実上看病をせずに放っておいたという。その後、カレンがシャロンを看病する権利を裁判で勝ち取ったのは1991年のことだった。（チョーンシー2006：161）

こうした、エイズをきっかけに明確になった法的保護のないパートナーシップの脆弱さや、レズビアン・ベビー・ブームの中で生じた親権の問題、また有名になった事件によって突きつけられたパートナーの看護権の問題などが、ゲイやレズビアンがカップルとして法的保護を求める運動の必要性を痛感させるきっかけとなった。

しかし、実際に同性カップルの法的保護が実現していく背景には、社会全体の結婚や出生に関する大きな変化もあった。その一つが、異性愛者の非婚化であり、婚外子の増加である。

(3) 異性カップルの非婚化の影響

1994年～1998年の統計で、婚外子出生率は、合衆国で32%、イギリス38%、フランス40%となっている。一方、日本では1%に過ぎない(杉山2001:18)。

このように欧米諸国で婚外子の出生率が増加してきた背景として、「単にいわゆる『未婚の母』の増加によるものだけでなく、1970年代から80年代にかけて北欧や西欧で法的結婚のかたちをとらずに同棲し子を設けるカップルが増えたこと」が指摘されている(牟田1997:6)。また、結婚しないカップルが増えた理由としては、「性や結婚に関する宗教的・社会的規範からの解放、女性の地位と自立志向の高まり」が挙げられている(牟田1997:6)。

このように非婚化が進み婚外子が増えていることと、同性カップルが法的保護を受けられるようになることは無縁ではない。

フランスのPACS(連帯市民協約)は、異性カップルも使用することができる法制度だが、その成立について「もともとは同性愛者からの要求から始まったので、保守党、カトリック教会などの反対や、家族制度を心配する意見があった。しかし、これは、同性愛者だけのための法律ではなく、約440万人いるといわれる異性愛の同棲カップルたちの要求もあった。」という(杉山2001:20)。

また、1987年に同棲法を制定し、同棲する同性カップルの法的保護をいち早く実施した国の一つにスウェーデンがあるが、その法律が検討され始めることになったきっかけとして、非婚の同棲カップルが同棲を解消する際のトラブルが増加したことが挙げられている。ちなみに、スウェーデンは、1980年代に既に婚外子出生率が40%を超えており、1990年代には50%を超えるほど、非婚化が進んでいる国である。

メキシコ市でも2006年に通称「同居法(Ley de Convivencia)」が可決され、同棲する同性カップルの権利も異性カップル同様に認められることになったが、その法律の背景には、男性の「浮気」による内縁の妻と子どもの法的保護が長年の問題としてあったとも言われる²。

こうした異性カップルの非婚化と婚外子出生率の高まりは、同性カップルのパートナーシップの保護を後押しするだけでなく、結婚と出産と子育てを一体のものに見なす規範を揺るがすことによって、同性カップルがともに子どもをもうけるイメージを抱きやすくなったと言えるだろう。

3. 同性カップルによる子育てをめぐる

合衆国では、レズビアンやゲイの世帯で育てられている子は、400万から1400万人と言われている(Patterson, C. J. 1990)。

異性カップルにおいても出産、子育てのタイプには様々な形が存在しており、ドナー受精の利用も異性カップルが多数を占めるわけだが、同性カップルは、そのカップル間の行為だけで出産が生じることがない以上、出産や子育ての方法がより注目され、大きな意味を持つことになる。同性カップルの出産や子育てに関して整理するならば次のようになるだろう。

近年では、人工授精(artificial insemination)という用語よりドナー受精(donor

² このメキシコの状況については、メキシコでメトロポリタン・コミュニティ・チャーチ(性的マイノリティのための教会)を調査している上村淳志氏(一橋大学大学院博士課程)から情報をいただいた。

insemination) や代替受精 (alternative insemination) という語が利用当事者により好まれるようになってきているという指摘もあり、ここではドナー受精と記した。なお、ドナーが匿名となっているクリニックなどを通さずに、レズビアンがゲイの友人から精子提供を受け出産をするケースもあり、場合によっては、この妊娠出産に (時に養育にも) ゲイもかかわることとなる。

		出産関係	遺伝的關係	法的關係
ドナー受精による出産 (レズビアン) **		カップルのいずれかが出産	基本的に、出産する女性と遺伝的つながり	出産した女性の子 or カップルの子
精子を提供し代理出産 (ゲイ)		代理母が出産	精子を提供した側と遺伝的つながり	どちらかの子 or カップルの子
「連れ子」	レズビアン	どちらかが出産	基本的に、どちらかと遺伝的つながり	もともとの親の子 or カップルの子
	ゲイ	どちらかの元妻が出産		
養子		いずれもなし	いずれもなし (例外: 親族関係にある子を養子に)	一方の養子になる or カップルの養子となる
里親・里子		いずれもなし	いずれもなし (例外: 親族関係にある子を里子に)	親子関係なし

表に記した通り、代理出産という方法も地域によって利用可能だが、実際には極めて稀のようである。筆者の友人で、シカゴに住みドナー受精で子どもをもうけたレズビアン・カップルに聞いた限りでは、そのような手段を用いるカップルは、彼女自身は知らないという。

なお、カップルで子育てをする場合、ドナー受精で生まれた子と遺伝的關係にないほうの養育者との法的關係や、養子縁組をした際の養育者との法的關係がどのように位置づけられるかは、国や州などによって異なる。先に記した、「レズビアン・ベビー・ブーム」の初期において生じた、様々な権利の問題は、まさにそのことをめぐってのものであった。

同性カップルのパートナーシップに共同養育の権利が法的に認められている場合、レズビアン・カップルで一方が出産した場合、もう一方の親権も認められることが多いが、パートナーシップが認められていない場合、出産していない側がさらにその子を養子とする形をとるなどして、その關係性を保護することがある。また、養子に関して言うならば、合衆国や欧州では、単身者であっても子どもを養子として迎えることができることも珍しくないため、一方が養子を取り、実際には二人で育てるという場合も少なくないようである。ちなみに、合衆国においては、養子に迎えられた子のうち、約 65,500 人が、レズビアンやゲイが親となっていると推計されており、これは養子全体の約 4% を占めている (Gate, Garry J. et al. 2007.)。

さらに、ゲイやレズビアンで里親になるケースも米国では多く、310 万世帯と言われるレズビアン／ゲイ世帯のうち、1.6% が養子を迎えている計算になり、レズビアンやゲイによって里子として育てられている子は 14,100 人あまりで、全体の約 3% となる (Gate, Garry J. et al. 2007.)。

合衆国では、このように数としてもゲイやレズビアンが養育者となっているケースは非常に多いが、有名人にも「レズビアン・マザー」になる人物が登場することで、文字通り可視化している³

なお、レズビアンやゲイが養育することによる子どもの発達への影響については、数多くの調査がおこなわれており、異性愛者による養育と変わりがないという結果が出ていることにも触れておく必要があるだろう (Lambert, Serena. 2005)。ドナー受精を利用するレズビアンも急速に増えているが、この関係性において誕生し養育される子に関しても、発達に特に問題は見られないという報告が多数出されている (Baetens, P & A. Brewaeys 2001)。

4. レズビアン／ゲイ家族は、「家族」を変えるか？

ゲイ／レズビアンにとっての家族とは何か、それは既存の家族関係や家族という概念そのものを変えるかといったテーマが、1990年代以降盛んに議論されるようになっていく。その嚆矢とも言える書籍が、文化人類学者 Kath Weston の著した *Families We Choose* である (Weston, Kath, 1991)。自らもレズビアンであることをオープンにしている Weston は、合衆国のゲイ／レズビアンの中で「選択家族 (Families we choose)」という言い方がおこなわれることに注目して、合衆国においてゲイ／レズビアンが置かれている状況を分析している。彼女は、そのような語りにも、「ゲイ／レズビアンは家族を持たない孤独な存在」という社会的なイメージへの抵抗とともに、「生得的な」家族へのカミングアウトの結果生じる家族からの拒絶や受容により、「選択した家族」という意識が米国のゲイやレズビアンの中で形成されていることを指摘している。

また、生物学的なつながりが脱中心化され、選択や愛が家族を意味づける要素となると位置づけ、ゲイやレズビアンの「選択家族」は、「ストレート」の生物学的家族から派生したものでも、代替的なものでもない、独自性を持ったものとする。そして、友人や恋人を含み持つ「選択家族」は、血や結婚を正統的な親族の絆の決定項とし聖なるものとする見方へ挑戦するものと見なしている。よって、彼女は、ゲイ／レズビアンの家族が既存の家族と異なる価値観を体現し、支配的な家族観とは違う家族観をもたらしているものという立場に立っていると言えるだろう。

しかし一方、Ellen Lewin は、レズビアン・マザーがレズビアンアイデンティティという差異を、アメリカ文化的な *motherhood* が陵駕し、関係性をめぐるレズビアン・マザーのネゴシエーションは、特別ではないと見なす立場をとる (Lewin1993)。

Corinne Hayden は、この二人の立場は両極に位置しながらも、どちらもゲイ／レズビアンの親族の特異性に関する主張が、生物学を決定的な軸として展開されていると主張する。すなわち、生物学的絆にとって代わるなら特異性があると見なされ、生物学的関係が中心化されるなら、正当性が押し出されることになる。しかし、Hayden は、ドナー受精により出産するレズビアンが、生物学的な概念を用いながらも、それにレズビアンとしての独自性を

³ レズビアンであることをオープンにしていた、チェイニー副大統領の娘が、昨年出産。また、1998年に独身で出産したジョディ・フォスターが、昨年末、女性のパートナーがいることをカミングアウトした。

節合していることを示している。例えば、米国の親族の中心的シンボルとして存在する血 (blood) と愛 (love) は、異性愛者においてはインターコースによって媒介されるとシュナイダーは指摘しているが、レズビアンにおいては異なっており、また、非対称性より平等性を約束するよう見えるジェンダー配置を再生産することによって、異なるモデルを提示している。しかしそれと同時に、遺伝的な物質性が刻み込まれたものとしての血をめぐる象徴が、家族を統合するものとして用いられている。そして彼女は、血のつながりというシンボルが内包されると同時に分解されているように、異性愛的遺伝家族とゲイ／レズビアンの選択家族という二項対立も分解されているととらえ、親族をめぐる中心的象徴は、再起動され、また、最文脈化されていると論じる。(Hayden 1995)

だが、ドナー受精をめぐる実践の中で、より生物学的、遺伝的なイデオロギーが強化される様子も示されている。Caroline Jones は、クリニックを通じてドナー受精をおこなったレズビアンのインタビュー調査から、そのような実践の中に生物-遺伝的 (bio-genetic) 連続性の構築を図る側面もあることを指摘する。

それは例えば、子どもと co-mother (出産しない方の母親) との遺伝的つながりを、ドナーの「人種」を選択することによって構築することや、co-mother の家族へつながりを拡大するためエスニシティを基準にドナーを選択すること、第一子と第二子の間の連続性をマネージメントすることなどに見られる。場合によっては、子どもをもつことそのものより、「人種」のマッチングに重きがおかれることもあるという。また、インタビューからは、遺伝的な関係性を「普通」と見なす家族言説に必ずしも挑戦するものとは言えない様子が見えるが、とはいえ、将来子どもが精子提供者を調べることの可能性について、「血や遺伝が重要と考えるのは間違った信念で、重要じゃないと思う」という語りが聞かれるなど、完全に再構築しているわけでもない。むしろ、その時々環境に応じて、ある言説にチャレンジしたり、動かしたりするものとも考えるべきだと Jones は結論づけている (Jones 2005)。

5. 日本におけるゲイ／レズビアンは？

(1) 同性間パートナーシップをめぐる現状

日本においては、同性カップルのパートナーシップを保護する法制度はない。異性カップルの場合、婚姻関係になくとも、同棲し事実上パートナーシップが築かれていると判断される場合には、「事実婚」として一定の権利が認められるが、もともと結婚が認められていない同性カップルには、どんなに長期間一緒に生活しお互いを支えあっていたとしても、そのことだけで二人の関係が法的に認められることはない。そのため、長年パートナーシップを継続している同性カップルには、養子縁組を用い、年上の者が親となることで家族になり、法的保護を得るケースが少なくない。

また、公正証書を作成することで権利を保護しようとするケースもあるが、同性パートナーの権利を書き記した公証証書を作成することを公証人に拒否されたという報告もある (赤杉康伸ほか 2004 : 34)。いずれにせよ、公証人役場で、二人のパートナーシップについて説明することになるため、多くのゲイ／レズビアンにとっては敷居の高い方法である。

だが、日本においては、同性カップルの保護についての議論は、当事者の中でもあまり蓄積されておらず、運動としてもまだ十分には盛り上がっていない。その背景にはまず、これ

まで、同性のパートナーがいても異性と結婚することが主流であったことが挙げられるだろう。結婚することが社会の中で「当たり前」としてとらえられ、それが社会生活をおこなっていく上で重要な基盤として位置づけられてきた中、ゲイ／レズビアンにとっても、自らが同性を好きであることや同性の恋人やパートナーがいることと、異性と結婚するということはあくまで別レベルの問題であり、矛盾しないことと考えられてきた。また日本においては、親きょうだいなどの血縁家族との関係が強いことも、同性カップルの権利保護を求める動きが高まらない理由となっているだろう。日本に住む女性の同性カップルのインタビュー調査でも、血縁関係が、パーソナルネットワークの中で重視され、「何かあったとき」頼りになると考えられていることが指摘されている（杉浦他 2008）。

しかし、結婚を恋愛と一体化させて考える結婚観が強まり、また欧米と比較すると少ないとはいえ、非婚者が増える中、異性との結婚を選ばないゲイ／レズビアンは確実に増えており、同性間のパートナーシップに関する本が出版されたり、ゲイ／レズビアンの大きなイベントで結婚式がおこなわれたりするなど、徐々に同性間のパートナーシップについての関心が高まっている⁴。

だが、パートナーシップに関して、欧米のゲイ／レズビアン・カップルの意識ともっとも大きく異なる点は、日本においては同性カップルで子育てをするということが、ほとんど現実的なこととしては想像できないということだろう。レズビアン・カップルが、一方が過去の異性との結婚生活の中で出生した子、いわゆる「連れ子」をともに育てているという例や、合衆国出身のレズビアン女性がドナー受精で出産をおこなったり、養子を迎えたりしている例について、研究者が取り上げているものの（杉浦他 2008）、そのような子育てをおこなっている同性カップルは、いわゆる「コミュニティ」の中に見える存在となっていない。

さらに、「連れ子」ケースでも、「カップルとして」子育てをしているケースは極めて稀のようである。レズビアン・マザーのネットワークのサイトに掲載されているアンケートにおいて、「あなたのこどもたちは、あなたとあなたのパートナーの関係をどのようなものと認識しているようですか？」と尋ねた質問に対して掲載されている答えとして挙げられているもののほとんどは、「親友」などである。

また欧米と異なり、養父母や里親になることについても、日本では欧米と異なり、子育て経験のある夫婦同性カップルであることが、その要件となることから、日本のゲイ／レズビアン・カップルは、子どもを養子としてとることや、里子として預かることは不可能なこととして認識している。

（2）システムと関係性の相互関係

このような現状にある日本と欧米とでは、ゲイ／レズビア・カップルのパートナーシップの持つ意味や位置づけを単純に比較することはできない。また制度のあり方と当事者の認識の間には相互作用がある以上、当事者の感じ方、意識も大いに異なる。

⁴ 2004年に『同性パートナー 同性婚・DP法を知るために』（赤杉他、社会批評社）、2007年に『パートナーシップ・生活と制度 [結婚、事実婚、同性婚]』（杉浦他、緑風出版）が、ゲイ／レズビアンの当事者を中心として執筆者によって出された。また、2006年にも訳書『同性婚 ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』（チョーンシー、明石書房）が出版されている。

日本では同性カップルがそのパートナーシップを法的に保障させようとする場合、養子縁組を用いることがあるが、養子縁組では、その二人は法的には「親子」となるため、同性カップルであることをカミングアウトすることなく関係性を保護することが可能となる。それはすなわち、顕在化、可視化を回避することであり、逆に言えば抑制されることでもある。そして、既存の家族制度との並存できる。むしろ、もともと家を継ぐために利用されてきた制度であることを考えると、家制度を強化する側面もあるだろう。しかしその一方で、養子縁組をパートナーシップの保護に用いることは、支配的価値観に対するある種の攪乱となる可能性もあるかもしれない。さらに、養子縁組は複数の関係を組み合わせることが可能となり、また、離縁も容易であることから、モノガミーで離婚をすることが時に容易ではない結婚とは異なった関係性を形成し得る。

先に触れたとおり、日本でも子育てをおこなっている同性カップルがいるが、同性カップルとして子育てをおこない、家族関係を通して次世代を形成する、あるいは次世代へ継承するというイメージは、現時点では、日本のゲイ／レズビアンの間にはほとんど存在しないと言っても過言ではない。その理由の一つに、社会全般として、婚姻関係にない者が子を持つことに対する強い抵抗感が存在していることがあるだろう。日本で、婚外子の占める割合が欧米に比べ格段に低いことがそのことを物語っている。その点は、同性婚を求める運動が高まる前に「レズビアン・ベビー・ブーム」があったという合衆国の動きと大きく異なる。

しかし現在、ゲイに関して言うならば、都市部のゲイを中心として、「コミュニティ」意識が広がりつつあり、そのような意識と関係性の中で、Weston の言うような「選択家族」という感覚が強化されていく可能性もあるだろう。ちなみに、ゲイの間で、そのような「コミュニティ」意識の土台の一つとなっているのは、ゲイを対象としたバー「ゲイバー」である。日本でもっともゲイバーが集まる新宿二丁目では、2000年からゲイが中心となり祭りが開催されるなど、「コミュニティ」意識が強化されている。だが、バーは、基本的には区切られた時間を過ごす空間として存在していることから、そこで築かれた関係性がどれほど家族化していくか現在のところ不明である。

6. おわりに

アンソニー・ギデنزは、現代における結婚において、「純粋な関係性」がその大きな意味となっていることを指摘している。

純粋な関係性とは、社会関係を結ぶというそれだけの目的のために、つまり、互いに相手との結びつきを保つことから得られるもののために社会関係を結び、さらに互いに相手との結びつきを続けたいと思う十分な満足感を互いの関係が生み出していると思わず限りにおいて関係を続けていく、そうした状況を指している。(A. ギデンス 1995 : 90)

しかし、同性婚をめぐる議論は、結婚が常に社会的な権利と義務の束であり、支配的なジェンダー／セクシュアリティ観を生産し強化する装置であることを再確認されるものとなっている。それにより、結婚は、決して自然で自明なものではなく、「政治的」なものとして意

識されることになる。そしてまた、その流れの中で結婚は一層社会的争点となり、家族システムが再編され、多様化していく。

これから、同性カップルをどのような形で家族システムが吸収するのか（しないのか）、あるいは、日本における養子縁組のように、同性カップルがどのように既存のシステムを流用するのかを分析することは、それぞれの国の家族モデルを再考することになるだろう。

文化人類学は、婚姻システムがそれぞれの社会の根幹をなしていると考え、重要な分析の対象としてきた。欧米を中心に、同性間でのパートナーシップがそのシステムの一部となりつつあり、より広い範囲でそのことが議論されている今、そのことにもっと注目していくべきではないだろうか。

引用文献

赤杉康伸。土屋ゆき。筒井真樹子編著 2004『同性パートナー』社会批評社

アンソニー・ギデنز 1995『親密性の変容』而立書房

杉浦郁子他 2007『プロブレム Q&A パートナーシップ・生活と制度[結婚、事実婚、同性婚]』緑風出版

杉山明子 2001「統計に見る結婚・離婚・非婚—六カ国（仏・英・米・日・韓・中）比較—」小檜山ルイ・北條文緒編『結婚の比較文化』勁草書房

ジョージ・チョーンシー（上杉富之・村上隆則訳）2006『同性婚』明石書店

牟田和恵 1997「家族—さまざまなかたちと文化」：6-7 石川実編『現代家族の社会学』有斐閣

Baetens, P & A. Brewaeys. 2001. 'Lesbian Couples Requesting Donor Insemination: An Update of the Knowledge with regard to Lesbian Mother Families', *Human Reproduction Update*, Vol.7, No.5 pp.512-519

Jones, Caroline, 2005, Looking Like a Family: Negotiating Bio-Genetic Continuity in British Lesbian Families' Using Licensed Donor Insemination, *Sexualities*; Vol.8(2): 221-237

Gate, Garry J. et al. 2007. *Adoption and Foster Care by Gay and Lesbian Parents in the United States*

Hayden, Corinne P., 1995, 'Gender, Genetics, and Generation: Reformulating Biology in Lesbian Kinship', *Cultural Anthropology* 10(1): 41-63

Lambert, Serena. 2005. 'Gay and Lesbian Families: What We Know and Where to Go From Here', *The Family Journal* 13; 43

Lewin, Ellen, 1993, *Lesbian Mothers: Accounts of Gender in American Culture*, Cornell University Press.

Patterson, C. J. 1990. Children of Lesbian and gay Parents, *Advances in clinical child psychology*: Vol..19; pp. 235-282

Weston, Kath, 1991, *Families We Choose*, New York: Columbia University Press.